

令和7年度 第3回 評議会の概要報告

開催日	令和8年1月15日(木) 14:00~15:45
開催場所	みなとみらいグラウンドセントラルタワー9階 神奈川支部内会議室
出席評議員	板橋委員、佐藤委員、澤田委員、永野委員、早坂委員、前島委員、丸山委員、宮越委員 (五十音順)
議題	(1) 令和8年度 神奈川支部保険料率について (2) 令和8年度 支部事業計画・保険者機能強化予算について
議事概要 (主な意見等)	<p>議題1. 令和8年度 神奈川支部保険料率について</p> <p>支部長より保険料率に係る特例的な取扱いについて説明</p> <p>保険料率に関し、現在の政府全体の方針として、①中小企業等を取り巻く環境が大変厳しい状況にあることを踏まえた対応が進められていること。②先日閣議決定された令和8年度予算編成の基本方針により、現役世代の保険料の負担を軽減し、全世代型社会保障を構築することで、持続可能な社会保障システムの確立を図る旨が示されたこと。また、③令和8年度から新たに子ども・子育て支援金の納付が開始となること。以上3点を踏まえ、厚生労働省より、平均保険料率の引下げにもかかわらず、都道府県単位保険料率が上昇する支部は、特例的に令和7年度保険料率と同率とする方向で対応するよう強い要請を受けた。本来の令和8年度保険料率との差分(神奈川支部においては0.04%)は、次年度以降複数年度で調整し、平準化を図る措置を検討している。評議員の皆さまには、以上の経緯を踏まえて、神奈川支部の保険料率が据置きとなることについてご意見をいただきたい。</p> <p>事務局より議題1について説明</p> <p>【議長】</p> <p>本日も欠席の評議員よりいただいた、本議題に関するご意見を代読する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平均保険料率の引下げは、加入事業所及び加入被保険者の皆さまにとって直接的な負担減少となり、大変良いことである。 一方で、医療費増加や高額療養費制度の改定等、被保険者の負担が増加する要因も見込まれるため、総合的な効果については改めて検証すべきである。 協会けんぽの保険料率の引下げにより、解散を検討する健康保険組合が出てくるのが想定される。そのため、保険料率の決定や事業の拡充等については、健康

保険制度全体の持続性やバランスに配慮いただき、慎重に進めていただきたい。

- ・協会けんぽは支部単位の競争の結果で、保険料率が加算・減算される制度となっている。神奈川支部の皆さまがこの制度に真摯に取り組まれていることに対し深く敬意を表するとともに、今後も各分野において幅広くご活躍いただくことを期待する。
- ・資料6 ページに「令和 10 年度までの間において、国庫補助率の見直しと併せ、結論を得ることとする」とあるが、過去に準備金残高がマイナスとなった時期があることや、今後の準備金残高の見通しから考えると、国庫補助率が引き下げられた場合、中長期的に安定した財政運営を行うことは困難であると感じる。国庫補助率が 16.4%より引き下がらないよう、働きかけをお願いしたい。

【議長】

令和 8 年度神奈川支部保険料率について、ご意見、ご質問をいただきたい。

【被保険者代表 A】

準備金が積み上がっていることから、国庫補助に対する特例措置を遡及し、約 1,500 億円を特例減額の控除額に上乗せするとあるが、準備金は本来加入者が負担した保険料であるはずであり、余剰分は保険料の負担軽減に充てるべきではないか。

【事務局】

国全体の財政状況も厳しいことから、遡及措置を余儀なくされている。1,500 億円のうちの一部は健康保険組合の財政支援に充てられると言われているため、協会けんぽにも何らかの還元措置をとっていただくよう要望を出していきたい。

【事業主代表 A】

保険料率の引下げに関する報道が散見されているにもかかわらず、神奈川支部の保険料率が引上げとなった場合、加入者に納得していただくのは難しいため、据置きとなることについては妥当と考える。ただし、参考資料 1-1 の 14 ページのとおり準備金残高が増加していく状況は、政府により保険料率の引下げや国庫補助の減額をしても問題ないと判断されてしまう。政府が介入する前に、どのように準備金を加入者に還元すべきか検討する必要があると考える。医療保険制度は人々の生活の基盤であり、安定性が最も求められることから、国庫補助を継続するよう国へ働きかける必要があるが、協会けんぽは健全かつ持続的な財政運営に努めつつ、積極的に保険料負担の軽減措置を講じていくことで、国の理解が得られるのではないかと。

【事務局】

協会として準備金残高は過大ではないという説明が対外的に不足していたことも、今回の一連の措置が取られた原因の一つと考えている。今後は、健康づくり事業をよ

り推進することによって、加入者に還元していきたいと考えている。

【議長】

国庫補助の特例減額措置の遡及対応は、法令不遡及の原則に反するのではないか。

【事務局】

健康保険法を改正したうえで、平成23年から26年までの分の特例減額措置がとられるようである。その場合、法案作成過程において内閣法制局における法令審査も受けることになるため、協会としてはこれを見守っていくしかないと考える。

【学識経験者 A】

インセンティブ制度について、神奈川支部は毎年順位が低い印象がある。新潟支部や島根支部など、順位が高い支部の取組みを共有する機会はあるのか。また、支部の規模によって有利な点・不利な点が出てくる一方で、規模だけではない要素の分析等はしているのか。

【事務局】

例として特定健診を挙げると、大規模支部は実施率が低くなる傾向はあるものの、インセンティブ制度の評価項目は実施率のみでなく、伸び率も含めて算出される。神奈川支部の結果を詳しくみると、実施率は44位である一方伸び率は27位であり、一定の評価はされている状況である。インセンティブ制度の重要性を加入者・事業主の皆さまに十分に伝えきれていないことも、一つの要因であると考えているため、広報にも力を入れていきたい。なお、好事例の支部間共有は実施しており、神奈川支部の事業の中でも他支部での事例を参考に実施しているものはあるが、特に健康づくりについては効果がすぐに現れるものではないため、粘り強く取り組む必要があると考えている。

【事業主代表 B】

保険料率の差分（0.04%）について、令和9年度以降に調整するとのことだが、具体的にはどのような方法で調整するのか。また、令和8年度は0.04%分の保険料収入が不足することとなるが、支障はないのか。

【事務局】

現段階では具体的な方法は示されておらず、本部と国とで検討中とのことである。あくまでもイメージではあるが、資料1の9ページのとおり、保険料率の算定においては前々年度分を当年度に精算するという仕組みがあるため、この考え方を参考に、例えば差分0.04%を複数年に分割し、精算分に加えるなどの方法で平準化していくのではないかと考える。また、保険料収入が不足し運営が立ち行かなくなることはない

と考えている。

議題2. 令和8年度 支部事業計画・保険者機能強化予算について

事務局より議題2について説明

【議長】

令和8年度 支部事業計画・保険者機能強化予算について、ご意見、ご質問をいただきたい。

【被保険者代表B】

電子申請について、現在は加入者及び社会保険労務士が使用できるものと認識しているが、在宅勤務や自宅療養の従業員も少なくない中、本人への郵送等、事業所担当者の作業が煩雑になってしまう。今後、事業所担当者も申請可能とする予定はあるか。

【事務局】

給付金の申請書は法令上、被保険者又は社会保険労務士が申請することとなっているため、現時点では事業所担当者からの申請は予定していない。電子申請は入力補助機能も充実しており、比較的簡単に申請できるため、加入者ご本人や社会保険労務士からのご提出にご協力をお願いしたい。

特記事項

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・傍聴者 なし・次回開催 令和8年7月予定 |
|--|